

おかやまの木で家づくり支援事業実施要領

制定（平成31年 3月22日 林第845号）
改正（令和3年 3月24日 林第831号）
改正（令和4年 3月25日 林第742号）
改正（令和5年 3月27日 林第765号）
改正（令和6年 3月29日 林第764号）

第1 趣 旨

本県の人工林資源は年々充実してきており、適切な林業生産活動を通じて森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために、県産材の需要拡大を進めることが不可欠である。

このため、木材需要の大半を占める住宅建築等において、品質の安定した県産乾燥材、森林認証材及びJAS製品の積極的な使用を推進するため、県産材の需要拡大を目的として、県産森林認証材を使用した木造住宅・民間非住宅建築物の新築及び既存住宅の改修を支援する。

なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 定 義

1 この要領において、「県産森林認証材」とは、岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条の登録を受けている製材業者が、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた製材品（以下「県産乾燥材」という。）であって、第三者機関の認証を受けた県内の森林管理認証（FM認証）森林から生産された原木（森林認証材）を使用したものという。（なお、皮剥等の加工丸太及び同条の登録を受けている製材業者が製材したラミナを活用した集成材・CLTを含む。）

ただし、県内に加工業者（構造用合板工場等）がない製品については、県内産の森林認証材を第三者機関が認証（COC認証）する県外の業者によって加工される場合を含む。

2 この要領において、「JAS製品」とは、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）による格付けが行われた製材品をいう。

3 この要領において、「新築」とは、新築、増築及び改築をいい、その基準は「おかやまの木で家づくり支援事業実施基準」（平成31年3月22日付け林第845号）に定めるところによる。

4 この要領において、「改修」とは、増築、改築、修繕及び模様替をいい、その基準は「おかやまの木で家づくり支援事業実施基準」（平成31年3月22日付け林第845号）に定めるところによる。

第3 事業の内容

おかやまの木で家づくり支援事業実施基準（平成31年3月22日付け林第845号）に定める事業を実施するものとする。

第4 事業実施主体

事業実施主体は、一般社団法人岡山県木材組合連合会とする。

第5 補助対象経費及び補助率

別表のとおりとし、補助金の上限額は別途通知する。

第6 事業計画

- 1 事業実施主体は、実施計画書(様式第1号)を作成し、実施計画等承認申請書(様式第2号)により別に定める日までに農林水産部長に提出するものとする。
- 2 農林水産部長は、事業計画書の内容について審査し、適當と認めるとときは、事業計画を承認するとともに補助金の交付の内示を行うものとする。
- 3 承認された事業計画を変更する場合は、上記に準じて行うものとする。ただし、軽易な変更については、この限りではない。

第7 補助金の交付手続き

補助金の交付手続きは、規則、要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体は、補助金の交付の内示があった場合は、要綱第3条の規定による補助金等交付申請書を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、補助金等交付申請書の内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 3 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後に事業に着手するものとし、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手してはならない。
- 4 事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに実施報告書(様式第3号)を作成し、要綱第9条の規定による補助事業実績報告書を知事に提出するものとする。
- 5 知事は、実施報告書の提出があったときは、証拠書類等を審査するものとし、適當と認められた場合には補助金の額を確定して事業実施主体に通知するものとする。

第8 補助事業の検査等

知事は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、事業実施主体に対し報告を求め、又は職員に事務所及び事業対象物件等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

第9 補助事業の実施状況報告

事業実施主体は、事業の執行状況をH Pで公表及びおかやまの木で家づくり支援事業とりまとめ表(様式第4号)により、半月ごと(ただし、3月分は第7の4の実施報告による)に行うほか、必要に応じ農林水産部長に事業実施状況の報告を行うものとする。

第10 帳簿及び証拠書類の保管

事業実施主体は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後5年間整理保管しなければならない。

なお、補助金については事業実施主体の有する他の経理と区分しなければならない。

第11 県の事業推進体制

知事は、事業の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、事業の計画や実施に当たって事業実施主体に対する助言を行うものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度事業から適応する。

おかやまの木で家づくり支援事業実施計画書

年 月 日

事業実施主体名：

第1 事業実施主体

1 名称及び代表者名

2 所在地及び電話番号

3 設立年月日

4 組織の構成

(定款又は規約等及び会員名簿その他により組織構成がわかること。)

5 過去2年間の活動内容

(年間事業実績一覧表その他により既往の活動状況がわかること。)

第2 事業計画

第3 事業費

(単位：円)

事 業 区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		補 助 金	そ の 他	
おかやまの木で家づくり支援事業				
計				

第4 事業費の積算基礎

(単位：円)

区分	事業の内容	数量	単価	金額	積算基礎
計					

注) 区分及び事業の内容欄には、別表に掲げる経費区分及び事業区分を記入すること。

様式第2号

第 号
年 月 日

岡山県農林水産部長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

おかやまの木で家づくり支援事業実施計画等（変更）承認申請書

おかやまの木で家づくり支援事業実施要領第6の1の規定により事業実施計画書を作成（変更）したので、承認されたく申請します。

記

添 付 書 類

- 1 おかやまの木で家づくり支援事業実施計画書（様式第1号）

おかやまの木で家づくり支援事業実施報告書

年 月 日

事業実施主体名 :

第1 事業の成果

第2 事業実績

添付資料 ア 事業の実施に伴い作成した資料等
イ おかやまの木で家づくり支援事業とりまとめ表(様式第4号)

第3 事業費

(単位：円)

事 業 区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		補 助 金	そ の 他	
おかやまの木で家づくり支援事業				
計				

第4 事業費の内訳

(単位：円)

区分	事業の内容	数量	単価	金額	内 訳
計					

注) 区分及び事業の内容欄には、別表に掲げる経費区分及び事業区分を記入すること。

別表（第5関係）

おかやまの木で家づくり支援事業の補助対象経費及び補助率

経費区分	事業区分	補助額、助成単価及び助成上限材積	重要な変更
1 助成費	①主要構造部材に県産森林認証材を4m ³ 以上使用する新築木造住宅 ②主要構造部材に県産森林認証材を4m ³ 以上使用する木造民間非住宅建築物の新築 ③主要構造部材等に県産森林認証材を1m ³ 以上使用する既存住宅の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする部材 1m³当たり 30千円（県産森林認証材のJAS製品の場合40千円） ・ 助成上限材積 8m³/戸・件 	経費区分ごとの事業費または総事業費の30%を超える増減
2 事務費	本事業の実施に必要な事務費（人件費、賃金（アルバイト・職員の賃金とし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む。）、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）	定額	

※1 経費区分間の移用は認めない。

※2 助成金額を算定する場合の全体使用材積及びJAS製品の使用材積は、小数点以下を切り捨て、整数止めとする。